

足立区議会議長 鹿 浜 昭 様

足立区議会議員 30 番 ぬかが 和 子 印

文 書 質 問 書

会議規則第60条の2第2項の規定に基づき、次のとおり文書質問書を提出します。

記

テ ー マ 及 び 質 問 項 目

1、【新型コロナウイルス対策について】

WHOがパンデミックを宣言し、新型コロナウイルス感染拡大の終息が今なお見通せない状況となっている。区はイベント等の自粛要請と区施設の全面休止を4月20日まで延長した。先の見えない区民施設の機能停止や消毒薬等の不足などは、とりわけ見えないところでも弱者に多大な影響や負担がかかっている。感染状況も対策も日々変化している中だが、現時点（3月18日）において、感染拡大防止によって区民の命と健康を守ることに最大の力をそそぎつつも、以下の対応をもとめる。

1、基本姿勢について

対応の基本は、国の専門家会議も強調している通り、国民生活や社会への影響を最小限にしながら、感染拡大防止の効果を最大限にしなければならない。現時点で国は「緊急事態宣言」を発令していない。しかし足立区では、緊急事態宣言国以上の権利制限を、エビデンスに基づかず実施している。例えば欧米では50人以上の集会を制限し、日本政府は「大規模イベントの自粛を要請」しているが、足立区では「屋外の運動施設も一律休止」「地域学習センター等区民施設の一斉休止により、小規模の会議も開催を制限」「屋外公園における小規模な花見も自粛要請」「他の自治体では学童保育児童以外の子どもの居場所を学校をつかって実施しているが一切拒否」などとなっている。こういった姿勢を改め、「単に休止」「権利制限」をするのではなく、区民生活や活動を保障する立場で英知を結集しながら、感染拡大防止策を講じるべきと思うがどうか。

2、検査体制の拡充と正確な情報提供について

新型コロナウイルスの感染の有無を調べるPCR検査が公的医療保険の適用対象となり、民間検査機関でも検査ができるようになった。とはいうものの、インフルエンザのように民間医療機関でどこでも受診できるわけではなく、「帰国者・接触者外来」の医師が必要と認めれば、保健所を介さず、民間検査機関に直接、検査を依頼できるようになったというだけで、その「帰国者・接触者外来」のある医療機関は区内には一か所もない。そのため区内のDr.が「検査が必要」だと思っても、検査に結びつか

30番 むかが 和 子

テーマ及び質問項目

ない事例が多々あり、「診断を確定できないのがつらい、感染があってもわからない、感染拡大につながりかねない」などの懸念の声がいまだ多くある。また、熱など自覚症状があっても4日は受診を控える（基礎疾患がある方は2日）という基準では、自覚しない軽症者が動き回り、知らず知らずのうちに感染を拡大させてしまう。「検査体制の抜本的拡大」と「検査実施基準の緩和」を行うべきだ。

また、東京都内の患者数は100人を超えた(3/18時点)。しかし、他の道府県の自治体では当たり前に公表している感染経路や感染源などが一切公表されていない。このため、区内に何人感染者がでても、行政に関わりがある患者以外はいっさい明らかにならない。これでは「正しく知って正しく防ぐ」ことはできない。

これらの改善を、東京都など関係機関に強く働きかけるべきと思うがどうか。

3、区民施設について

国は「イベントの中止」は要請しているが、「施設の一律休止」などは要請していない。感染拡大に十分配慮しながらも、行き過ぎた「自粛要請」による権利制限は極力避けるべきだ。

議会からも一致して要求しているように、屋外の体育施設まで一律に閉鎖しているのは、23区でもごくわずかだ。「風通しのよい屋外」では感染事例がほとんどないというエビデンスにも反する。ただちにルールを定めたうえで屋外施設の使用を認めるように改善をすべきだがどうか。

また、区は、区内施設も一律に「休止」とし、区施設を利用した「小規模の打ち合わせ」すらも行えなくなっている。一方、墨田区はじめ他の自治体では、会議などの区民利用を認めており、イベントは中止しても、会議室そのものの貸出は継続している自治体が多くある。他の自治体の状況も調査し、施設の適性（窓をあけ、風通しを良くできるかなど）を判断したうえで、今後の会議利用や貸出を再検討すべきだがどうか。

4、子どもの貧困対策について

子どもの貧困をボトルネック的課題としてきた足立区において、突如の学校給食の中断は、子どもの健康（栄養）に重大な影響を及ぼしかねない。この間、繰り返し「食の確保と対策」を求めてきた。区は「25ある子ども食堂では一部弁当の提供の申し出があった」などとしているが、区としての対策が見えてこない。文科省は「居場所の確保にあたり、衛生管理に十分留意しながら、児童・生徒等に対して、学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つ」「地域の実情やニーズに応じ対応を」としているが、足立区では単純に閉鎖し、工夫をしようとする姿勢ではない。これを改め、子どもたちの食の確保への活用をはかるべきではないか。

横須賀市は、給食食材として調達していた肉やチーズなどをフードバンクを通じ、

30番 めかが 和 子

テーマ及び質問項目

市内の子ども食堂に提供。共働きやひとり親家庭の小学生対象に昼食に弁当を提供している。一方足立区では「子ども食堂を休止」としただけだ。区内数か所あるフードパントリーやフードバンクと連携し、区内の子ども食堂等に積極的に働きかけを行い、弁当等の提供をできるよう「プラットフォーム」としての役割を果たすべきではないか。また、子ども食堂以外の「弁当提供」施設に対しても、区内給食納入小売店とも連携支援を行い、学校ごとのきめ細やかな昼食対策を講じるべきだ。世田谷区は区が業者に委託してメールによる登録制で「100円弁当」の配達を始めた。足立区でもこういった取り組みを行うべきと思うがどうか。

5、経済対策について

日本経済はいま、消費税大増税による打撃に、新型コロナウイルス感染症による打撃が加わって、深刻な大不況に陥りつつある。新型コロナウイルスの影響が出る前の昨年10～12月期のGDP（国内総生産）もマイナス7.1%だったが、新型コロナウイルスの影響がこれに追い打ちをかけ、経済同友会が13日発表した3月の景気定点観測調査では、指数はマイナス45.2で、東日本大震災直後よりも悪化している。さらに、重大なのは、新型コロナの打撃が世界各国に及び、世界経済が重大な危機に直面していることだ。それもリーマン・ショックの時などと違い、金融面だけでなく、実体経済そのものの深刻な後退の危機が起こっています。こうしたもとで、現下の経済危機からどうやって区民生活を守るか、基礎的自治体の役割は重大であり、新型コロナウイルスの影響から緊急に区民生活を守るあらゆる手だてを講じるべきだ。

区は、緊急融資の実施と期間延長を行ったが、「国の雇用調整助成金について複雑な申請手続きをしなければならない区内業者のために、十分な周知と申請支援を」「国の雇用調整助成金の対象外となる、影響を受けた区内業者にたいしては、区の経営改善補助金（最大60万円）を緊急に要件緩和し、予算も抜本的に拡充して対応」「休校要請、イベント自粛要請など、区の要請にともなって仕事や収入を奪われた人や事業者には、責任をもって補償することを、大原則にすえる」「学校給食業者・地域学習センターなど各分野の区の委託事業者は、年間の委託契約にもとづき委託料が支払われているが、勤務する非正規従事者にたいし、十分な対応が行われているかを、各部がチェックし、収入減などの実態に対しては対応を指導」「区の学校給食は、自校調理方式のため、零細の青果店・豆腐店・肉店等は学校給食の注文によって、営業が成り立っている実態があり、日々の発注が途絶えても『契約解除』とはならず、支援対象の枠外に置かれている業者への救済措置」「イベント中止要請等による実害は多大であり、単に使用料の返還だけで済む問題ではありません。演劇、芸能、音楽などにもたらした実害は、文化の公共性も重視し、全面的に補償」すべきだがどうか。

2、【教育政策について】

1、教育振興ビジョンについて

本計画は「足立区教育大綱の基本理念の実現に向けたもの」として位置付いている。「足立区教育大綱」は「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を基本理念とし、その実現に向けては①「誰もが子どもを支える主役」と②「貧困の連鎖を断ち切る教育」を2本の柱として、理念の実現をめざしている。

「大綱」は、貧困の連鎖を断ち切るための欠かせない役割を足立の教育振興に求めたにも関わらず、「足立区教育振興ビジョン（案）」はその受け止めを全く感じさせない（区民に伝わらない）内容だ。大綱がかかげた「貧困の連鎖を断ち切る教育」への視点と具体的施策は、今回の「足立区教育振興ビジョン」から完全に消滅している。

「足立区教育大綱の基本理念の実現」を掲げるのであるならば、少なくとも「貧困の連鎖を断ち切る教育」の具体的施策を柱に位置づけるべきではないか。具体的には、施策の分野毎に、貧困の課題とのかかわりを視点として明記し、具体的な施策とその達成目標を位置づけるべきではないか。

また、貧困家庭の学びの支援に関わる具体的施策については、支援内容が「民間事業者」の活用ばかりに偏っている。「意欲があって経済的に機会に恵まれない子ども」というところに支援の対象が絞られているが、「意欲が失われている子ども」が大量に作り出されているのが貧困問題の本質であり、貧困が連鎖するのもそのためである。この問題の本質に切り込むことこそ必要ではないか。

2、校則について

社会からみて明らかにおかしい校則や生徒心得、学校独自のルールである「ブラック校則」が社会的に注目され、批判が集まっている。実際に、不合理な生徒指導で傷ついている生徒がいる。

日本共産党足立区議団は、区議会の質問でも校則のあり方について、問題提起を行ってきた。区は「校則は生徒総会で生徒が決めている」としているが、実際には「決まったものを再確認する」程度のもの。「スラックスなど柔軟に制服を選択できる対応を行っている」というものの、校則ではそうになっていない。今回、改めてその実態について調べるために、全区立中学校の校則についての分析を行った。

校則には明記されていないものも「生徒指導内規」に細かく規定し指導している例もある。こういったものも含め、人権や学習権の侵害になりかねないものがあることも含めふさわしいのか見直すことが必要だ。

（1）下着の色の指定をはじめ、人権侵害にあたるもの（またその可能性があるもの）については、足立区教育委員会がイニシアチブを発揮して改善する必要があると思う

かどうか。

また、校則の中で「男子」と「女子」で別れて記述されているものや生徒が日本人であることが前提となっているものが多い。多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きていくことができるという視点から見直しを行うことを改めて求めるがどうか。

さらに、学校外の活動については、学校の「校則」で規定を設けることが必要なのか、検討する必要があると思うがどうか。

(2) 「校則」は、「学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内」で制定されるものであり、「絶えず積極的に見直さなければなりません」とされている(文科省「生徒指導提要」)。「校則」や「生徒指導内規」は、もとより学校で策定されるものだが、その策定過程には子どもの意見、保護者や地域の声もしっかりと踏まえる必要がある。

服装や頭髪などそのほかの規定について、本当に必要で合理的なものなのか、社会から見ておかしくないのか、時代にあっているかなどの視点から各学校で議論し、積極的に見直すことが重要だ。その際、子ども(生徒)の参加を保障し、子どもが意見を表明する機会を確保する仕組みが必要だと思うがどうか。また、子どもたちが、どうしたら校則を変えられるのかを明確にするべきと思うがどうか。

都内でも世田谷区(中学校)などが「校則」をホームページで公表している。「校則」を公開することは、学校選択の参考にもなり、また社会の目に触れることになることから、各学校のホームページでの公開を進めることが必要だと思うがどうか。

3、新型コロナウイルス対策による学校休業に対応する「居場所」対策について

休校措置における子どもの対策は、終息の先が見えない中その重要性がますます高まっている。「国が休業補償をするといっても、休みたくても休めない」保護者が多数おり、居場所対策が重要だ。他の自治体に比べても極めて不十分な「居場所対策」をただちに改善すべきだ。

足立区では、学童保育および申請して入れなかった「ランドセルで児童館」のみの実施だ。放課後の子どもの遊びと生活を保障する居場所としての学童保育は、子どもたちの親密な交流が特徴であり、コロナウイルスへのリスク回避という点では、学校以上に危険な場所だ。しかし、その面積基準は子ども一人あたり 1.65 m²という低いままで、十分な配慮を行ったとしても、子ども同士身体が触れあうことは避けられない。先が見えない困難な環境の中でのウイルス汚染回避への緊張とストレス、人手が足りないことで休暇が取れず長期の時間外労働が常態化するなど、心身の健康を害することが懸念される。

学童保育を利用する子どもと保護者の権利と尊厳が守られ、子どもたちと指導員(放課後児童支援員)の健康と安全が確保されるとともに、学童保育の運営と経営が安定的に維持できるようにすべきと思うがどうか。具体的には、学校敷地内学童保育につ

30番 めかが 和 子

テーマ及び質問項目

いては、体育館や教室利用により改善がはかられたが、住区センター学童や民間学童の対策として、近隣学校体育館や公園の使用ができるようにすべきと思うがどうか。そのためにも「入室後は外出禁止」のルールを緊急に緩和すべきではないか。

学童保育室に通っていない児童の対策として、あらゆる英知と人材を結集して、感染拡大を防ぐ措置を講じながら、国が示すように「学童保育室に通っていない児童への居場所対策として、教室を開放し、机間の距離を大きく開けて対応」「保護者が休めない場合への対応として、子どもの居場所を確保する観点から、放課後子ども教室についても、感染防止の措置を講じたうえで実施するなど、柔軟な対応を」「各学校図書館では①一人当たりの貸出冊数を通常よりも多くしたり、貸出期間を通常よりも延長したりする。②休館中でも事前に予約した本の貸出等を行う。③学校図書室を、児童の自主学習スペースとして活用等の柔軟な取り組みも行う。」などを行うべきではないか。

4、学力テストについて

学力テスト中心の教育体制は、競争を強い、勉強が苦手な子は自信を無くし、子どもたちのやる気を失わせ、学校が楽しくない場になっていく。1月～3月に過去問をやり、4月の直前にも新学年の授業をやらずに過去問をやる（常に採点の作業が入る）。テストが終了するとすぐに、解答用紙をコピーし、自校採点（業者が採点することが基本なのに、先取りして学校のコピー機で何百枚もコピー）。そしてSP表の作成、授業改善の書類作成。日々の補習、長期の休みの補習と、学力テストに関する作業と授業をやらずにテスト対策に費やす時間は、教員の多忙化に拍車をかけることになる。学力テストをやめ、落ち着いた環境で授業ができ、わからなくても親切に教えてもらい、友達とも仲良く、そしてトラブルがあってもみんなで考えて解決できる時間こそが必要だと思うがどうか。

また、国は4月に実施する全国一斉学力テストについて、期限を定めずに延期を決定した。少なくとも新年度は、足立区の学力テストについても中止し、学校休止期間に履修すべきだった内容等の学びを優先すべきではないか。